

平成29年 第11回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成29年5月24日(水)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時36分
- 2 場 所 大宮庁舎 3階 応接室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章
- 4 説 明 者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
- (1) 議案第42号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 議案第43号 京丹後市立幼稚園保育料徴収条例及び京丹後市立保育所保育料徴収条例の一部改正について
- (3) 議案第44号 損害賠償について(弥栄社会体育館前側溝の溝蓋の腐食に起因する転倒事故)
- 7 会 議 録 別添のとおり(全12頁)
- 9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成29年7月5日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 野 木 三 司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 森 益美 久下多賀子 田村浩章

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から「平成29年 第11回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

本日は、丹後地方教育委員会連合会の定期総会の前という慌ただしい時間に召集させていただきましたが、ご出席いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひ致します。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願ひします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

初めに、議案第42号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願ひします。

〈吉岡子ども未来課長〉

議案第42号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部改正について」説明させていただきます。

まず、最初に資料の修正をお願いします。

お手元の議案第42号の最下段に「提案理由」があり、「市子ども・子育て支援法施行令」とありますが、その最初の1文字目の「市」の削除をお願いします。それから、最後の辺りですが、「所要の改正の行うもの」とありますが、「所要の改正を行うもの」ということで、接続詞の修正をお願いします。

申し訳ありません。

それでは、説明させていただきます。

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設が支給認定保護者から特定教育・保育の提供を求められた際の必須となっていた支給認定証の確認が、必要に応じて確認する規定に変更されたため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。第8条の支給資格等の確認の条文で、提供を求められた場合は、のあとに、「必要に応じて」という文言を加え、そのあとの支給認定証のあとにカッコ書きにて「支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知」を挿入するものです。

この条例の施行期日は、附則で公布の日からとしています。

なお、承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第42号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

質問です。変更になるに至って、何か不都合なことがあってこういうふうになったのですか。

<吉岡子ども未来課長>

国の方から、施行令の変更がということで、上位法律が変わったのでそれに伴って改正するという事です。もともと平成27年度から施行されました、子ども・子育て支援新法の中で、「支給認定証」というものがありまして、幼稚園、保育所、こども園に入

園する場合は、この支給認定証を交付するということが法律で決められまして、京丹後市はもちろん、全国の自治体で発行しています。この支給認定証は保険証のような意味合いで、サービスを支給する証ですよということで、例えば、認定区分で、「3歳未満の保育」という認定区分であったり、保育所では「標準時間」とか「短時間」というサービス利用内容にかかわる利用区分であったり、有効期限、子どもの名前、保護者の名前、そういった内容が書いてあるものです。例えば、世帯の就労状況が変わってサービスが標準時間から短時間になるといった場合、その都度この支給認定証を発行しなおさなければならないのですが、こういう紙ですので非常に保存性が悪く、国から来ている文書を見ますと、保護者の方が失くしてしまうということもあり、こういう手続きをもう少し簡素化しようということで、見直そうというのが今回の趣旨です。

もう少し説明させていただきますと、支給認定証の発行が、今までは市町村の義務だったのですが、任意になりましたので、支給認定証を発行しない市町村が出てくる可能性があります、それでもサービスの内容を使っただけは変わりませんので、こういった事務的な内容を今度は例規の改正に反映させるということです。

<吉岡教育長>

支給認定証を発行するももとの理由というのは、特定保育施設のサービスを受けられますよという通知をするのか、何かの時にサービスを利用するために支給認定証を発行するのか、どちらですか。

<吉岡子ども未来課長>

施行令の定めによりますと、この支給認定証を持って保育所、幼稚園、こども園に行くと、確かに支給認定を受けています、よろしくお願ひしますということで、見せなければならぬことに一応なっています。医療機関で保険証を見せるような感じです。

この他に、実は、「保育利用承諾通知書」というものもありますし、もちろん保育料がいくらになりますよという通知もあります。様々な通知がありますが、今教育長からご指摘がありましたとおり、この支給認定証というのは、サービスを受けるにあたって、保育所、幼稚園、こども園で見せなければならぬということに一応なっているということです。

<吉岡教育長>

支給認定証を発行しなくても、他の手段で確かめることができるからという意味ですか。

<吉岡子ども未来課長>

支給認定証の発行は任意になりましたが、書いてある中身については、別の任意の方法で保護者に通知することとなっています。支給認定証は、情報量としては先ほど申し上げましたように、認定区分やら保育の事由、例えば妊娠・出産でとか、就労でとか、あまりたくさんの情報量ではないので、例えば、保育所利用承諾通知書であったり、保育料決定通知書等の他の通知とあわせて通知しても良いということになっています。

今回は、事務的な内容で、京丹後市としてはそういう条例等の改正にあわせてこの文言を変えますが、引き続き支給認定証は発行していこうというふうに考えております。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第42号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第43号「京丹後市立幼稚園保育料徴収条例及び京丹後市立保育所保育料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<吉岡子ども未来課長>

議案第43号「京丹後市立幼稚園保育料徴収条例及び京丹後市立保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

まず、これも、最初に資料の修正をお願いします。

お手元の議案第43号の表紙の次のページの下の方に、「提案理由」があり、1行目の途中に、「子ども子育て支援法施行令」とありますが、正確には、「子ども」と「子育て」の間に「・」が入ります。恐れ入りますが、「・」の挿入をお願い致します。たびたび申

し訳ありません。

今回の改正は、国の幼児教育の段階的無償化の推進により、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、国の減額率に応じて要保護世帯等と多子世帯に係る保育料の特例措置を拡充するものです。

幼稚園、保育所の保育料は、国が定める基準以内の金額を市町村が定め、保護者の負担能力に応じて、市町村民税の階層区分により支払っていただいています。京丹後市では、平成27年度に大幅な保育料の負担軽減を行いました。国は幼児教育の段階的無償化を図る中、特に低所得の階層の負担軽減を平成28年度に行い、京丹後市でも同様の基準で昨年度も保育料の見直しをしています。平成29年度も国がさらなる負担軽減の見直しをしたため、同様に市の保育料も見直しを行うものです。

国の基準では幼稚園の保育料は5段階、保育所の保育料は8段階に分かれています。市の基準は幼稚園では3段階、保育所は12段階と国と異なる区分になっています。以上のことを踏まえて、資料の方をご覧ください。

資料の1は、市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を無償とすることを表しています。2の3歳以上児1号認定は幼稚園保育料のことを示します。

まず1の市町村民税非課税世帯の第2子無償化の方ですが、1号認定子ども1,500円、2号認定子ども3,000円、3号認定子ども4,500円とありますが、平成29年度の改定内容は、国が0円としています。したがって京丹後市もこれに合わせて0円としています。

続きまして2の年収約360万円未満相当世帯の保護者負担額の軽減です。これは3歳以上児1号認定です。1号認定というのは幼稚園の子どもということでご理解ください。まず、ひとり親世帯等の第3階層の負担額は、現在4,000円ですが、今回2,000円とします。昨年度は保育料を二分の一とするという国の方針が示されましたが、今年度は額を決めての負担軽減のため、国の減額率に合わせて市の料金を減額するものです。また、同じ第3階層のその他の世帯については、今回の国の削減より、かなり低い保育料に既にしていることから今回は改正せず、第1子8,000円、第2子4,000円のままとします。

資料の説明ですが、真ん中あたりに平成27年度、その右の方に平成28年度、そして一番右の枠組みが平成29年度の改正内容で、27年度、28年度と比べて今回こういうふうに改正するということが示されています。以上が、3歳以上の1号認定に係るひとり親世帯等の保護者負担軽減に関する説明です。

次のページの3歳以上児2号認定は保育所の3歳以上の保育料を表します。保育所は11時間の保育標準時間と8時間の保育短時間と二つの体系があります。この表ですと、上が保育標準時間、下が保育短時間です。

同じようにひとり親世帯等の保護者負担軽減のために、国は3階層の第1子を7,750円から6,000円に下げたため、市では第3階層を3,500円から2,500円に、第4階層を5,000円から4,000円に減額します。国の第4階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の第1子は13,500円から6,000円に減額したため、市の第5階層のうち国と同じ市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯を8,500円から4,000円に減額するものです。下段が保育短時間の金額で、それぞれ減額の金額を示しています。

今回は保育標準時間と保育短時間の金額を同額とさせていただいています。平成28年度までは国についても保育の標準時間と短時間の金額は異なっていましたが、今回国が保育標準時間も保育短時間も同じ条件であれば同額としてきましたので、京丹後市も国に準じて保育標準時間と保育短時間を同じ金額としています。

次のページは3歳未満児3号認定で、保育所に行っている3歳未満の保育料で、年収約360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減、ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置をさらに拡充する内容を示しています。小さなお子さんほど保育者の数も多く必要であることから、利用者負担額の設定を分けています。

まず上段の保育標準時間の方ですが、国は3階層の第1子を9,250円から9,000円に下げたため、市では第3階層を6,000円から5,500円に、第4階層を8,000円から7,500円に減額します。国の第4階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の第1子は15,000円から9,000円に減額されましたので、市の第5階層のうち国と同じ市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯を13,000円から8,000円に減額するものです。

下段は保育短時間の利用の場合の金額を示しています。この3号認定も先ほどと同じように国が保育標準時間も保育短時間も減額後の金額をそろえましたので、京丹後市も国に準じて減額後の金額を保育標準時間と保育短時間と同じに額に合わせるものです。

改正文については、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の1ページです。

最初に京丹後市幼稚園保育料徴収条例からご説明します。

第3条の2の両カッコ3の後ろ部分にある2分の1の額の後ろに「(第2階層に該当する場合は0円)」を加えます。

2ページ、備考の3の部分にある、この表中「8,000」とあるのは「4,000」とするを「2,000」に変更します。最後に附則で「この条例は、公布の日から施行し、改正後の京丹後市立幼稚園保育料徴収条例の規定は、平成29年度分の保育料から適用する。」を加えます。

続いて、京丹後市立保育所保育料徴収条例です。

同じく第3条の2の両カッコ3の後ろ部分にある2分の1の額の後ろに「(第2階層に該当する場合は0円)」を加えます。

次に5ページです。備考の3の冒頭に「この表の規定にかかわらず」を加え、「いずれかに該当する世帯」のあとを、「次の表に掲げる階層区分に該当する場合はそれぞれ当該表に定める徴収金基準額の額とする。」とします。

6ページです。備考のあとに先ほど資料で説明した金額を表す表に変更し、「附則としてこの条例は、公布の日から施行し、改正後の京丹後市立保育所保育料徴収条例の規定は、平成29年度分の保育料から適用する。」を加えます。

なお、承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくこととします。
以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第43号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

保育料収入が減額になるということで、これを見込んだ予算が、29年度の教育委員会の予算計上として立てられていたのですか。

<吉岡子ども未来課長>

これを見込んだ予算の計上は、当初予算ではできていません。国がこういう軽減策をするというニュースは流れてきていましたが、確定したのが、3月31日に告示をされて初めて確定したということです。ちなみに、これに伴います予算の影響額ですが、試算では236万7,000円ほどが収入が少なくなると見込んでいます。ただ、保育料、幼稚園保育料全体を合わせて約2億4,000万円ほどありますので、額としての比率は非常に小さいということと、それから、7月1日からスタートする予定としていますが具体的には8月までで、前年度の税金が確定することによって保育料の算定替えがあります。それによって差引をするという作業を予定しています。再度整理して申し上げますと、当初の予算はそういう理由でこれを見込んだ予算計上にはなっていませんが、金額が少ないので、今回特に補正をする予定もしていません。

<久下委員>

保護者と言うか、預けられる方にはその金額が変わる可能性があるということはお伝

えできているのですか。

<吉岡子ども未来課長>

保護者の方に現時点で、改訂されるということは特にお知らせはできていません。去年の10月25日から11月25日の間に29年度の保育所、幼稚園、こども園の利用の申請を受け付けて、給付決定等の作業をしていますが、先ほど申し上げましたが、これが決定したのが今年3月31日に初めて国が告示をして確定ということですので、そういう中で、保護者の方に変わる可能性があるということは現時点ではアナウンスはできていません。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第43号「京丹後市立幼稚園保育料徴収条例及び京丹後市立保育所保育料徴収条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第44号「損害賠償について（弥栄社会体育館前側溝の溝蓋の腐食に起因する転倒事故）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第44号「損害賠償について（弥栄社会体育館前側溝の溝蓋の腐食に起因する転倒事故）」について説明させていただきます。

平成28年12月15日午後8時頃に弥栄社会体育館前の側溝上を歩行し、足元が暗い状況の中、木製の溝蓋が腐食していたことに気づかず足を踏み外し転倒したことでけがを負わせる傷害事故が発生しました。相手方に過失は認められず、京丹後市として社

会体育施設の付属施設について管理瑕疵があったことを認め、損害額の全額を支払うこととするものです。損害賠償を行うに当たり、京丹後市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。損害賠償の相手は京都市伏見区在住の方、損害賠償額は、治療にかかった経費、休業補償、慰謝料合わせ、総額1,260,035円になります。損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険の保険金で対応することとしています。

事故のあった翌日には弥栄社会体育館前側溝の木製蓋は撤去し、金属製のグレーチングに交換を行い、そのような事故が防止できるような取組をさせていただいています。施設の老朽が進む中このような事故を防止するため、日常点検をしっかりと行うよう再度指示もしたところです。

なお、承認をいただきましたら、6月議会に上程をさせていただくこととします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第44号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<森委員>

どの程度のけがだったのですか。けがに程度は必要ないかも知れませんが。

<横島教育次長>

深さが40センチ程度、幅も40センチ程度の側溝で、足を踏み外した時に、左腕の骨にひびが入ったということで入院と通院をされていたということです。

<吉田社会教育課長>

この方のけがの状況ですが、京都の方から仕事でこちらの方に来られていまして、体育館の隣の弥栄あしぎぬ温泉に行かれた帰りに、弥栄社会体育館前に車を停めていたということで、社会体育館の側溝の溝蓋の上を歩いて車に戻ろうとした時に、もともとは厚さ5センチほどの丈夫な木の蓋ですが、腐食していたということで、隙間も空いてぐらぐらしている状態の所に足がはまって、左上腕にひびが入ったということです。社会体育館前にも街灯はあって、真っ暗な状態ではなかったのですが、蓋がかかっている状態ですので、それが腐食しているということがわからなかったということで、転倒したという状況です。

<田村委員>

木製の溝蓋が腐食していたということで、翌日にはグレーチングに換えたということですが、他の体育施設や小中学校で同じような例がないかというチェックはされましたでしょうか。

<岡野教育総務課長>

学校施設の方には、こういう案件がありましたということを知らせ、点検していただきました。あやしい所があるようでしたら報告してくださいということで、報告も上がってきました。何件かは修繕もしました。

<吉田社会教育課長>

社会体育施設につきましても、この件があった翌日にすぐに各社会体育施設を点検しました。木の蓋がかかっている所はありませんでしたが、ところどころ危険箇所と思われる所は確認ができましたので、必要な箇所はすぐに対応させてもらいましたが、今後修繕等が必要なものについては予算要望する等今後検討していきたいと思っています。

<吉田文化財保護課長>

資料館等の施設につきましても、施設の職員に点検をさせて異常はなかったと聞いています。

<吉岡子ども未来課長>

幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等、子ども未来課関係の施設全て確認をして、早期に対応できること、それから、予算を要望しなければならないこと等振り分けながら、現況を確認して対応しています。

<森委員>

事故が起きてから点検は再度されたのですが、それまでには、1年に1回点検をするようにとかそういうことはなかったのですか。

<横島教育次長>

施設の老朽化が進んでいるという認識はどこの施設も持っていますし、教育委員会以

外の部局で老朽化による事故が起こった時には、全部局に対して点検等の指示もなされますので、そういった折に通知なり、電話連絡なりで点検をしていますので、全くそれまでしないわけではなく、そういった機会に点検をしたことはあります。ただ、毎年この時期に定期的に行っているかと言うと、やはりことが起こった時に再確認という事例が多いので、今後はより定期的な点検をとということを言っていますし、子どもさんが扱うもの、学校にある遊具は定期点検にはかけているのですが、グレーチングや溝蓋など、なかなかそこまで気が回っていなかった部分もあったので、それぞれ古い施設が増える中、定期的な点検もということを今回指示をさせていただいています。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第44号「損害賠償について（弥栄社会体育館前側溝の溝蓋の腐食に起因する転倒事故）」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いします。

<吉岡教育長>

以上で第11回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

<閉会 午後2時36分>

[6月定例会 6月 1日（木） 午後 1時30分から]